		号外	ページ
二一九	新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件	二四	七
二二〇	熊本空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件	二四	七
二二一	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二四	七
二二二―二二一	高速自動車国道に関する件	二四	六一
二二二	自動車検査用機械器具登録校正実施機関の登録事項の変更の届出があった件	二四	七八
二二三	自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令別表第一備考の告示で定める金額を定める等の件	二七	八
二二三四	砂防法第二条の土地の指定を解除する件	二七	八
二二三五	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	二七	八
二二三六―二二三八	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二七	六二
二二三九	平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件	二八	八
二二四〇	砂防法第二条の土地を指定する件	二八	八
二二四一―二二四二	直轄砂防工事を施行する件	二八	八
二二四三	高速自動車国道に関する件	二八	九
二二四四	宅地建物取引業法施行規則第十五条の八第一項第二号の国土交通大臣が定める講習を定める件	二八	六八
二二四五	宅地建物取引業法施行規則第十五条の八第二項の国土交通大臣が定める基準を定める件	二八	六八
二二四六	標準媒介契約約款の一部を改正する件	二八	六八
二二四七	遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件の全部を改正する件	二九	五五
二二四八	低排出ガス車認定実施要領の一部を改正する件	二九	五六
二二四九	自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部を改正する件	二九	五八
二二五〇	不測の事態を考慮して航空機の携行しなければならない燃料の量を定める告示の一部を改正する件	二九	五八
二二五一	平成十七年国土交通省告示第千四百八十四号の一部を改正する件	三〇	六
二二五二	平成二十四年国土交通省告示第七百四十二号の一部を改正する件	三〇	六
二二五三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則に基づく相当指定をした件	三〇	七
二二五四―二二五五	砂防法第二条の土地を指定する件	三〇	七
二二五六―二二五七	砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件	三〇	八
二二五八	国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の一部を改正する件	三〇	六七
二二五九	国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示の全部を改正する件	三〇	六七
二二六〇	航行援助施設利用料に関する告示の一部を改正する件	三〇	六七
二二六一	航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示の一部を改正する件	三〇	六七
二二六二	排出ガス対策型建設機械の指定に関する件	三〇	六七
二二六三	低騒音型建設機械の指定に関する件	三〇	六七
二二六四	低振動型建設機械の指定に関する件	三〇	六七
二二六五―二二六六	高速自動車国道に関する件	三一	五
二二六七	地すべり防止工事を完了した件	三一	五
二二六八―二二六九	砂防法第二条の土地を指定する件	三一	五
二二七〇	国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示	三一	五八
二二七一	国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示	三一	五八
二二七二	海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了した件	三一	五九
二二七三	航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示及び航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれのある電子機器等を定める告示の一部を改正する件	三一	五七
二二七四	船舶安全法施行規則第二条第二項第六号の水域を定める件等の一部を改正する告示	三一	五七
二二七五	料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する件	三一	五八
二二七六	水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川を指定する件	三一	五八
二二七七	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づく東日本大震災に係る同条第一項の市町村の区域を定める告示の一部を改正する件	三一	五九
二二七八	昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する告示	三一	特7 五三
二二七九	租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める構造の腐食、腐朽及び摩損を防止し、又は維持保全を容易にするための増築、改築、修繕又は模様替を定める告示	三一	特7 五四
二二八〇	租税特別措置法施行令の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して耐久性向上改修工事等の内容に応じて定める金額を定める告示	三一	特7 五五
二二八一	平成十八年国土交通省告示第四百六十四号の一部を改正する告示	三一	特7 五五